

平成 27 年度 入札・契約制度の改正について（その2）
（工事関係）

平成 27 年 9 月 1 日

低入札価格調査制度の改正について

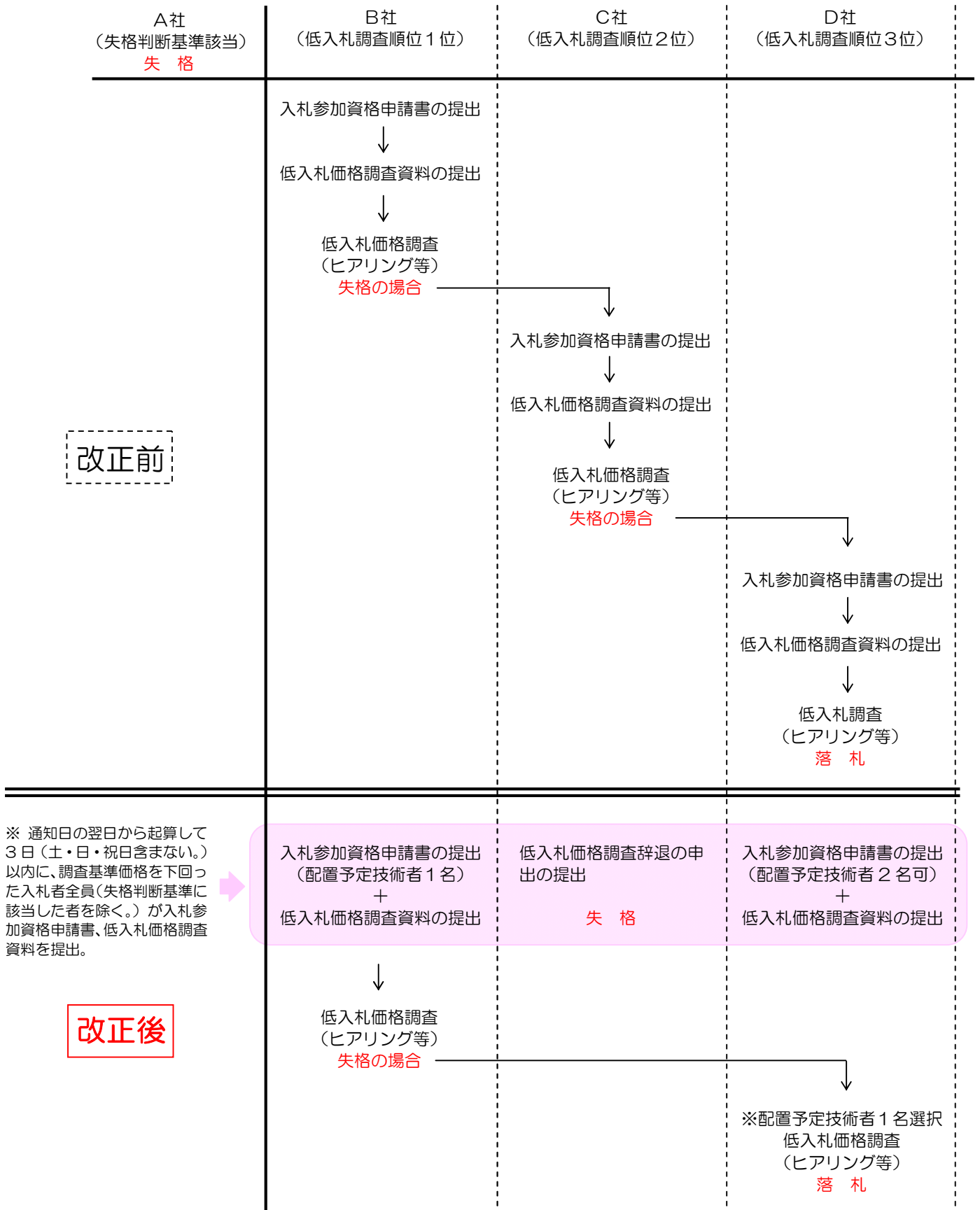
平成 27 年 9 月 1 日から公告等を行う低入札価格調査制度の適用工事について、低入札調査・審査手続きの迅速化を図るため、調査基準価格を下回った入札者全員（失格判断基準に該当した者を除く。）に対して、「低入札価格調査に必要な提出資料（以下「調査資料」という。）」の提出を求めるよう改正し、事後審査型一般競争入札においては、調査資料として、入札参加資格確認申請書を添付することとします。

- ※ 提出期限までに調査資料を提出しない場合又は低入札価格調査を辞退する旨の申出（別添参考様式）があった場合については、当該入札者がした入札を失格とします。
- ※ 低入札調査順位 1 位以外の低入札者については、配置予定技術者の申請数を 2 名まで認めます。ただし、前順位者が失格となり、低入札価格調査を実施する段階で、1 名を選択していただきます。調査順位 1 位の低入札者については、従来どおり、配置予定技術者の申請数は 1 名ですので、ご注意ください。

【別添「低入札価格調査の流れ」参照】

【低入札価格調査の流れ】

例) ※A社からD社全て調査基準価格を下回る入札価格



(参考様式)

平成 年 月 日

宇和島市長 石橋 寛久 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

低入札価格調査を辞退する旨の申出について

年 月 日に開札があり、低入札価格調査のため落札決定が保留されている
「 」について、低入札価格調査に対応できないため、辞
退します。